

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和3年6月17日（木） 議場

出席委員（8名）

（分科会長）矢田貝 香 織 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【福祉保健部】大橋部長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員
国頭議員 田村議員 西川議員 又野議員 三鴨議員 矢倉議員 安田議員
渡辺議員

報道関係者 0人 一般 1人

審査事件

議案第57号 令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）

~~~~~

### 午前11時24分 開会

○矢田貝分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で予算決算委員会に付託されました議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案1件について審査いたします。

議案第57号、令和3年度米子市一般会計補正予算、補正第3回のうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長 事業の説明に先立ちまして、まずもって先日淀江支所のワクチンの事故がありましたことについておわびを申し上げたいと思います。改めまして、先日の事故によりまして、市民の皆さん、関係者の皆さん、そして市議会議員の皆さんに多大な御迷惑と御心配をおかけいたしました。実施部門の長といたしまして深くおわびを申し上げるところでございます。本当に申し訳ございませんでした。

さて、ワクチン接種はこれから佳境を迎えてまいります。このたびの事故を教訓として、より一層安心、安全、そして円滑な接種に向けて職員一同力を合わせて努力してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、事業については担当課長のほうから御説明申し上げます。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** それでは、議案第57号、令和3年度米子市一般会計補正予算、補正第3回につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。

まず、予算説明資料の令和3年度6月補正予算（一般会計・先議分）、歳出予算の事業の概要をお出しいただきまして、1ページをお開きいただけますでしょうか。

1ページの生活困窮者自立支援金給付事業についてですが、3億1,600万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、国が創設した生活困窮者への追加支援に係る事業でございます。緊急小口資金等の特例貸付の貸付限度額に達しているなどの事情により、特例貸付を利用できない生活困窮者に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には生活保護の受給に円滑につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するための経費でございます。事業の概要でございますが、支給対象者は緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、収入や資産が基準額以内、そして自立に向けた求職活動を行うか、それが困難な場合は、生活保護申請を行うことが要件となります。支給額は月額で、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上の世帯で10万円でございます。支給期間は3か月間でございますので、最大で1世帯30万円の支給となります。申請の期間には、本市におきましては7月1日から開始いたしまして国が示しております申請期限の8月末までの2か月間となります。申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、郵送での申請を原則としたいと考えておりますが、窓口でも申請受付を行うこととしております。申請窓口はふれあいの里2階に設置する支援金窓口を中心に、市役所本庁舎1階の福祉課窓口でも受付を行う予定としております。事業の周知、案内につきましては、特例貸付を利用できない世帯が対象ということですので、社会福祉協議会を通じて対象者の特定が可能であることから、社会福祉協議会と連携をいたしまして、対象者に個別に周知、案内を行うほか広くホームページ等での周知を行う予定としております。

なお、本市でのこの支援金の対象となる可能性のある世帯は、米子市社会福祉協議会に確認しましたところ、約1,000世帯とのことでございますので、今回その世帯数分を見込んで予算計上をいたしております。説明は以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

戸田委員。

**○戸田委員** 先ほど説明があったんですけど、補正の理由のところ、10万円の根拠をお聞きしようかと思ったんですが、6万、8万ということで世帯数に応じてということになれば、その辺のところきちっと記述をされたほうが私は良いと思いますよ。それともう一点は、今の不承認とされて、その一定の理由をクリアすればって、その一定の理由って何ですか。どういうふうな要件なんですか。

**○矢田貝分科会長** 長尾福祉課長補佐。

**○長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐** 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯の方、貸付が終わった方、あと総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯というのが対象となっているところです。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** そうではなくて、再貸付について不承認とされた世帯のうち、一定の要件を

満たせば対象者になりますよと言っておられるんです。だから、その一定の理由ってというのは何ですか。一旦は不承認にされたけれども、その一定の理由の部分を満たせば対象者になりますよって解釈されておられるんですよね。だから、その一定の理由って何ですかって私聞いておるんです。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** すみません。もしかしたら、説明のほうがちよっと足りなかったかもしれませんが、当然貸付限度額に達しているところはまず貸付ができない。それ以外にこの貸付を受けるためにいくつか要件があるんですけども、例えば自立支援機関への相談が必要になるとか、そういったものが要件となっている再貸付という形になっておりますので、そういった要件を満たさない場合には再貸付を受けられないということになるということでございます。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が心配しますのは、例えば戸田がいわゆる不承認になったと、一定の理由がついて今の対象者になって貸付になったと。橋尾さんは元々承認されたおつたからそういう要件を満たすと。その中で、お互いに話をしたときに、戸田さんは不承認になったじゃないかと、しかしながら一定の理由をクリアしたために対象者になったということが、今の住民の中でもそういうトラブルにならないのかなと。トラブルにならないような、そういうふうなきちっと内部規定を整備されて、いつでも住民の方々にそういうふうなトラブルがあれば対応できるような基準をきちっと定めておられるんですかって私伺っておるんです。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この再貸付以外の一定の理由というような形になるのでしょうか。収入の要件と資産の要件と、あと求職条件の要件というのがこの支援金に関しては要件になっています。再貸付が受けられないというのも一つの要件ではありますが、それ以外に収入の要件、これ具体的に言いますと市民税の均等割りが非課税となる収入額の12分の1、1か月分とそれから生活保護の住宅補助額の合計を超えないことというのが収入の要件になっておまして、例えば単身世帯であれば11万2,000円、2人世帯が15万6,000円といった収入の基準があります。それ以外の資産の要件につきましては、先ほどの非課税の考え方の額の6か月分、6倍ということになりますけども、それが資産の要件、預貯金の額の要件ということで、単身世帯ですと46万8,000円とかっていうような基準がありますので、そういった要件を満たした場合にはこの支援金の給付が受けられると、そういった内容ということで良かったのでしょうか。すみません。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけども、なかなか私今ぱっと聞いても理解できにくい。だから、住民の方々にそういうふうなマニュアル的なものを整備されてきちっと対応するような事業対応をしていかなければならないということを私は危惧しておるんです。今伺ったところで、社会福祉協議会と連携をしていくというふうなお話だったんですけど、最後ですが、事業主体はどこでやられるんですか。福祉課でやられるんですか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この事業主体のほうは、米子市の場合は福祉課で行います。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** やはりぱっと今聞いてもなかなか理解できにくい。市民の方にもそういうふうないわゆる説明というのはなかなか難しい部分が出てくるであろうというふうに予測しますので、先ほど言いましたように対応マニュアルをきちっと整備されて、市民の方々に迅速な対応を私はすべきだというふうに思います。これ要望しておきます。

○**矢田貝分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** その分かりにくい要件について一つ伺いたいんですが、これは前は結局要件を満たさないということで不承認になったけれど、その内容が改善と言いますか、変えられて要件に合うようになった人についての支給があるということなんですか。それとも基準が緩やかになったんでしょうか。

○**矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

○**橋尾福祉課長** 特例貸付につきましては、これは県の社会福祉協議会さんのほうで実施されている事業なんですけども、その要件を満たさなくて不承認になった場合に、要件を満たすようになったということであれば、まずはその再貸付のほうを受けていただくということになります。この支援金のほうはあくまでその再貸付が受けられない方が対象ということになりますので、貸付が受けられる方につきましては、まずは貸付を御案内することになります。以上です。

○**矢田貝分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** そうしますと、やっぱりよく分からないですね。そのどこが基準になるのかというのが分かりません。

○**矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

○**橋尾福祉課長** この再貸付が受けれるかどうかということについて、社会福祉協議会のほうで、当然貸付が終了した方とか、あるいは不承認になった方ということで、情報をお持ちですので、そういった方には個別に、先ほども少し説明しましたけども、案内をします。まずは社協の貸付が受けられないという条件はクリアをしていますということでの御案内を個別に送るようにしております。ですので、あとはほかの収入とか、資産の要件、求職活動の要件、それを満たすかどうかについて、御相談なりを受けたりとか、あるいは御本人様のほうで確認をしていただいて、満たしているということであれば、申請をしていただけるというように考えております。

○**矢田貝分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** やっぱり分からないんですけど、というのはようするに貸付の対象にならないという判定だった人をもう一度対象とするのには、どういうふうに基準が変わったのか、その判断基準が何なのかというのがやっぱり分かりません。

○**矢田貝分科会長** 長尾福祉課長補佐。

○**長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐** 説明が悪くてあれなんですけど、不承認になった世帯が何かの理由で承認になるということは問題ではなくて、今緊急小口資金の特例貸付を終了している方、不承認になった方、相談したけど申込みに至らなかった方という方がもう貸付の対象であって、その方に対して収入要件、資産要件、求職活動要件を満たしていれば支給の対象となりますので、不承認で既にもう貸付ができないよという方が対象になっていますので、その理由で承認になったとかならないとかっていうことは、この支援金については考えなくてもいいというか、貸付がもらえない人は対象になるという理解をしていただければ分かりやすいかなと思います。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 新たに基準を設けられたというわけじゃなくて、要するに不承認になった人、これまでは承認されなかった人が全て対象になると、それでその対象とした方の中で今現在でそうはいつでも一定の基準を満たしているかどうかを確認された上で支給になるということですか。

○矢田貝分科会長 長尾福祉課長補佐。

○長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐 委員おっしゃるとおりでございます。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 いずれにしてもこれ緊急性があるということで国がやったことですので、これはすぐにやらなければいけないと思うんですが、今日の説明に関して今口頭で説明ありましたけど、なかなか理解できないというのが実情です。これ何で用意してこなかったかっていう、これ公のお金ですから我々が審議しなければいけない。その条件というのはある程度知っておかなければならないと思うんです。それに対して、資料がない。これはいけないことだと思いますので、早急に資料提出を求めますがいかがでしょうか。

○矢田貝分科会長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長 十分な説明ができませんで申し訳ございませんが、御要望のとおり資料を分かりやすいものを御用意したいと思います。

○矢田貝分科会長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 総合支援資金のことで、今のやり取りで緊急小口資金の貸付のことだと思っていていいですね。それに関して、これ自身はまだ継続で続いているのですか。制度自身は。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 特例貸付につきましては、これも8月までの延長というのが決まっておりますので、今現在も行っております。以上です。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 今回の事業の対象者に関して、今のやり取りで、ようは基本的にこれまで総合支援資金で何らかの相談をすとか、貸付をしてもらえとか、それで貸付が不承認になったとか、そういった何らかの困っている市民がこういった総合支援資金の制度について、相談、コンタクトを取った人が対象ということになるのだと思います。ただ、例えばこれまでいろいろ生活上あったけど、何とか自分でやっていきたい、自立してやっていきたい。まだ公の制度に頼らなくても何とかやっていけるということで頑張ってきた人もいます。ただ、ずっとコロナの状態が続いて、今本当にしんどい状態という人は少なくともこの制度の対象者にはならないですよ。ただ、今言った総合支援資金の制度自身は8月までですか。そこでつなぐというのは可能だというふうに思いますが、今回の事業がこれまで何らかの行政に対して、いろんな支援を求めてきた人がまだ困難な状態だということでの追加の事業だと思いますけど、これまで何とか頑張ってきた人に対しては対象に基本的にならないので、そういった人への配慮もやはりこれから事業を進めるのに必要ではないかと思えますけどいかがですか。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 当然、皆さんいろんな努力をされて何とか持ちこたえているという方も確かにおられるとは思いますが、ただ、この事業につきましては、あくまで貸付というよう

な形での支援がもう受けられない方、その方を就労であったり、あるいはそれも難しい方は生活保護につなぐための、つなぎ的な支援金という性格のもので、もし貸付が受けられる方であれば、現在はまず貸付のほうをご利用していただくようなお話をさせていただくことになるかと思えます。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 もう一言。広報もするというふうに言われたと思います。これまで資金の貸付のほうを申し込んだことがない方でも、貸付を申し込んでほしいと、そういうそれを補う制度もあるということを広報されるわけですね。とても忙しいとは思いますが、できるだけ広く届くように広報をお願いしたいと思います。社協がつかんでいる人だけが対象ではないですね。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 基本的には、社会福祉協議会のほうでほぼ対象をつかんでいるというふうには思っております。ただ、例外的にと言いますか、米子市の社会福祉協議会以外で貸付を受けられて米子市に来られた方だとか、もしかしたら一部漏れる方があるということも考えて、当然広くという意味合いで、8月までの期間ということもありますので、即効性のあるホームページだったり、その他ラインであったり、ツイッターのほうだったり、あと庁内の動画広告なんかもあるかと思えますけども、可能なものは利用して周知をしたいというふうに考えております。

○矢田貝分科会長 先ほど大橋福祉保健部長のほうから資料の提出について、お話がありましたけど、即それなりの準備ができていうことで提出いただける準備はできていますね。それでは、皆さんの理解が深まってきつつあるところですけども、一旦資料提出のために暫時休憩をしたいと思います。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

○矢田貝分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

ただいまお配りいたしました資料につきまして、当局から説明をお願いいたします。

橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 改めての説明になりますけれども、この支給の対象の世帯というところですけども、これはまず特例貸付を利用できない世帯ということがまず一点です。それからそれ以外に、収入の要件、資産の要件、資産というのは預貯金ということになりますけれども、その基準があります。それとあとは求職活動というところが要件となっております。求職活動をしていただく、あるいは求職活動、仕事がもう困難であるという場合には、生活保護の申請を行うことというのがお配りしました資料の1番、支給対象世帯というところに書いてある、簡単ですけどもその内容ということになります。先ほどの私の最初の説明でその一定のところを、もしかして間違っ言ってしまったかとは思いますが、要件としては以上の要件に該当する方がこの支援金の対象となる方ということでございます。

○矢田貝分科会長 委員の皆様の意見はございませんでしょうか。

土光委員。

○土光委員 対象世帯で黒ポツで3点、再貸付云々。だから基本的には、これ再貸付なの

で1回目は貸付ができた人が対象だということですね、これ。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 新型コロナの貸付につきましては、前提としまして、まず緊急小口資金の貸付というのが一番最初に借りられるべきものかと思います。これが最大20万円。その後、それだけでは賄い切れないという方につきましては、総合支援資金のほうに移行しまして、これも一月当たり20万円、3か月単位での基本的には貸付制度となりますけども、一応、3か月、3か月で6か月延長した方で、最後再貸付というところでのもう3か月、合計9か月間が最大となりまして、総合支援資金と緊急小口合わせて最大200万円が貸付の限度額ということになりまして、貸付が終了して限度額まで借りておられる方については、当然対象となります。先ほど不承認になった分ということですが、特に再貸付の場合には、求職活動等あるいは自立相談支援機関への相談等の要件というのも少し加わっておりますので、そういった要件を満たさないという場合に、不承認になるという世帯もございます。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 だから確認したいことは、全て再貸付云々だから、つまり1回目は借りることができた人が大前提に当然なりますよね。そう理解していいですね。だから、この事業もとにかく1回目は借りることができた。あとはいろんな事情でそれ以上借りられなくなった人という人が対象だという事業なんですね。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 失礼しました。1回は貸付を受けられている方ということになります。

○矢田貝分科会長 皆様、意見終了させていただきますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝分科会長 それでは終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時58分 再開

○矢田貝分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。分科会長報告のための意見の取りまとめを行います。御意見がございましたら発言をお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 今回の事業は、それはそれでいいと思うんですが、これの対象にならない方、例えばこれまでこういった緊急小口資金とか頑張ってきた人は少なくとも対象ではないので、そういった人の配慮もこれから施策をするときに必要ではないかという意見を付けていただきたいのですが。

○矢田貝分科会長 皆様からほかに意見はございませんでしょうか。

前原委員。

○前原委員 今言われたことはちょっと違う気がするんですけど、あらゆる貸付に関して、良いよという形で本当に緊急性がある、非常に厳しい状況にある方に対する支援金だと思いますので、今の土光委員の発言はちょっと意味が違うと思います。

○矢田貝分科会長 ほかに意見はございませんでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 当局の説明にもありましたように、本当に今お困りの方はまずは緊急小口資

金や総合支援資金を借りてくださいということなので、その案内も併記していただければいいかなと思いますので、土光委員の意見は私は違うんじゃないかなと思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** ほかにございませんか。

それでは土光委員の意見につきましては、しっかりとそれに至る前の緊急小口の対象の中で苦しんでいらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないか。そちらに向かってもしっかりと情報をつけていうような趣旨に思いますが、この事業についての意見というところでは少し外れるのではないかなと思っております。委員会での報告というところからは外させていただきたいというふうに考えます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** 以上で予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午前 12 時 01 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 矢田貝 香 織